

令和6年度

自然災害等の緊急対応について

令和6年4月27日

松阪市立大江中学校

《 暴風警報・暴風雪警報・特別警報発令の場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 生徒は登校せず、自宅で待機します。
- ② 午前8時までに解除された場合は、道路、橋、川、山崩れ等の安全に注意を払い2時間後をめどに登校します。その場合、午前中授業で帰宅とします。
- ③ 午前8時から11時までに解除された場合は、13時30分までに登校します。
午後の授業を実施します。家で昼食を済ませてから、登校してください。
- ④ 午前11時になんでも解除されない場合は、臨時休校とします。

※午前5時現在で発令されている場合は、給食ができません。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として、直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させます。
- ② ただし、台風の進路等の気象状況、道路状況等から判断して、安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な処置を講じます。
- ③ 発令される前であっても、気象や通学路等の状況によって、下校させことがあります。

《 大雨警報・洪水警報等発令の場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ① 原則として、平常授業を行います。
- ② ただし、登校に危険を感じられる場合は、保護者の判断で自宅に待機させ、学校と連絡をとってください。

2 始業後に発令された場合

- ① 原則として、平常授業を行います。
- ② ただし、下校予定時刻にかけて雨量が増していくことが予想されるなど、気象や通学路等の状況によっては 授業を中止し帰宅させることがあります。
- ③ 安全に帰宅することが困難と認められる生徒については、学校で待機させるとともに、ご家庭と緊密な連絡をとる等適切な処置を講じます。

裏面 《地震注意情報又は地震警戒宣言が発令された場合》

《 地震注意情報又は地震警戒宣言が発令された場合 》

1 始業前に発令されている場合

- ①生徒は登校せず、自宅で待機します。
- ②午前 7時までに解除された場合は、平常授業を行います。（午前5時現在に地震注意情報又は地震警戒宣言が発令されている場合は、給食ができません。従って、午前中授業で帰宅とします。）
- ③午前8時までに解除された場合は、《暴風警報の場合》の②と同じで、午前中授業で帰宅とします。
- ④午前8時から11時までに解除された場合は、13時30分から授業を行います。家で昼食を済ませてから、登校してください。ただし、状況によっては、授業を実施できないこともあります。
- ⑤午前11時になつても解除されない場合は、臨時休校とします。

2 始業後に発令された場合

- ①原則として、直ちに授業を中止し、速やかに生徒を帰宅させることになりますので、保護者または家族の方の出迎えをお願いします。
- ②帰宅しても保護者や家族の方が不在の場合は、学校で一時預かりの対応としますので、時間の都合がつき次第、出迎えをお願いします。

3 始業後に「突発地震が発生」した場合

- ①突発地震が発生した場合は、学校へ保護者または家族の方の出迎えが必要です。時間の都合がつき次第、学校へお子さまを迎えてください。
- ②非常時には、いろいろな場面での混乱が予想されます。生徒一人ひとりの安全を確認するため、保護者や家族の方の出迎えに来られた時に「引き渡しカード」を使用します。